

居宅介護支援重要事項説明書
< 令和 7年 3月 1日 現在 >

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 希望の家
- (2) 法人所在地 みどり市大間々町大間々22番地4
- (3) 電話番号 0277-73-2605
- (4) 代表者氏名 理事長
- (5) 設立年月 昭和51年6月2日

2. のぞみの苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類およびサービス提供地域

事業所名称	のぞみの苑
所在地	桐生市相生町5丁目493番地
介護保険事業所番号	1070300072
サービス提供地域	桐生市・みどり市（通常の事業実施地域）

(2) 当事業所の職員体制

職 種	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者※	主任介護支援専門員	1名	名	1名
介護支援専門員※	介護福祉士	4名	1名	5名
	社会福祉士	名	1名	1名
合計		4名	2名	6名

※ 管理者は介護支援専門員を兼務し、主任介護支援専門員の資格を有しており、介護支援専門員（介護福祉士）に含めてあります。

また、当事業所の主任介護支援専門員は管理者を含め4名配置しております。その内訳としては、介護福祉士3名、社会福祉士1名は主任介護支援専門員の有資格者です。

(3) 営業時間

営業日・営業時間	月～土曜日 午前8時30分～午後5時30分
定休日	日曜日及び12月29日～1月3日

3. サービス内容

(1) 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、居宅介護サービス計画を作成します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉

- ① 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ② 居宅サービス計画の作成にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご契約者又はその家族等に対して提供して、ご契約者にサービスの選択を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、ご契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、ご契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、ご契約者の同意を得た上で決定するものとします。

(2) 公正中立なケアマネジメントの確保

ご契約者又はその家族は、居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業者について、複数の事業者の紹介を求めること、当該事業者を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。

(3) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

(4) 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(5) 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

4. 利用料金

(1) 基本料金

- ・居宅介護支援利用料は、介護サービスの提供以降1ヵ月当たり下記のとおりです。

要介護1・2 15,070円 (居宅介護支援利用料 10,860円)

要介護3・4・5 18,320円 (居宅介護支援利用料 14,110円)

(上記料金には、特定事業所加算(Ⅱ)(1ヵ月当たり4,210円が加算されております。)

(2) 加算料金等

- ・初回加算Ⅰ 初回時(1ヵ月当り) 3,000円

① 新規に居宅サービス計画を策定した場合

② 要介護状態区分が2段階以上変更となった場合

- ・入院時情報連携加算

入院時情報連携加算Ⅰ (1月につき1回を限度) 1回 2,500円

ご契約者1人につき1回を限度

病院・診療所に入院するにあたり、入院日当日中に当該病院・診療所の職員に対して、必要な情報を提供した場合(提供方法は問わない)。

入院時情報連携加算Ⅱ (1月につき1回を限度) 1回 2,000円

ご契約者1人につき1回を限度

病院・診療所に入院するにあたり、入院後3日以内に当該病院・診療所の職員に対して、必要な情報を提供した場合(提供方法は問わない)。

- ・退院・退所加算

退院・退所加算Ⅰ (1月につき1回を限度 カンファレンス参加なしの場合)

1回 4,500円 2回 6,000円

退院・退所加算Ⅱ (1月につき1回を限度 カンファレンス参加ありの場合)

1回 6,000円 2回 7,500円 3回 9,000円

入院又は入所期間中に退院・退所にあたって居宅サービス等を利用する場合において、病院・施設等の職員と面談又はカンファレンスへの参加を行い、福祉用具貸与が見込まれる場合は、福祉用具相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等のカンファレンス参加を求め、利用者に関する必要な情報を得た上で居宅サービス計画を策定した場合。

また、3回算定できる場合として、1回以上について、入院中の担当医等とのカンファレンスに参加して、退院後の在宅での療養上必要な説明を行った上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等を利用に関する調整を行った場合に限られます。

- ・通院時情報連携加算(1月につき1回を限度) 1回 500円

利用者が医師又は歯科医師等の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。

- ・緊急時等居宅カンファレンス加算（1月につき2回を限度）1回 2,000円
利用者の病状が急変した場合や医療機関における診療方針の大幅な変更等の必要が生じた場合に実施されたカンファレンスについて、居宅サービス計画等に参加した医療機関及び職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点が記載され、必要に応じて居宅サービス等の調整について適切に対応した場合。

- ・ターミナルケアマネジメント加算（1ヵ月当たり）1回 4,000円
終末期の医療やケアの方針に関する利用者（医師が一般的に認められている医学的見地に基づき、回復の見込みがないと判断した者）又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又は家族の同意を得て、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合。

※ 但し、法定代理受領により当事業者の介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は、一旦所定の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日お住まいの市町村役場の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

（3）交通費

通常の事業実施地域（桐生市・みどり市）にお住まいの方が当該サービスの提供を受ける場合には無料です。

また、通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。

（4）解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. 秘密の保持

- ① 従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

6. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに家族等に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。

また、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

7. 前6ヶ月間のサービス提供状況

利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏する事の無い様、中立公正に行わなければならない事等を踏まえ、対象期間に事業所において作成した居宅サービス計画について、以下の公表をしています。

(1) 対象期間 (前期(3月1日～8月末日) 後期(9月1日～2月末日)のうち、直近の期間)

(2) 公表内容

事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、対象サービスが、それぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合と、事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた対象サービスごとの回数の中に、同一の事業者が占める割合を公表します。

各サービス(位置付けられた割合)	提供者/事業所(各サービスごとの回数に占める割合)		
	1位	2位	3位
訪問介護()%	()%	()%	()%
通所介護()%	()%	()%	()%
福祉用具貸与()%	()%	()%	()%
地域密着型通所介護()%	()%	()%	()%

8. サービス内容に関する苦情

①当事業所における苦情の受付

苦情・ご相談窓口 責任者 管理者
 のぞみの苑 施設長

②行政機関における苦情の受付

- ・
電話
- ・
電話
- ・
電話

9. ハラスメント対策について

- (1) 事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者およびその家族が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。
(詳しくは別紙「ハラスメント防止のお願い」を参照)

10. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 主任介護支援専門員
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するために研修を実施しています。

11. 身体拘束の禁止

身体拘束を見つけた際には然るべき機関に報告いたします。

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人 希望の家
所在地 みどり市大間々町大間々2番地4
事業所 のぞみの苑 (群馬県 1070300072 号)
所在地 桐生市相生町5丁目4番地
説明者 介護支援専門員
氏 名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、内容に同意し受領しました。

令和 年 月 日

利用者住所
氏 名 印

利用者家族住所
(代理人)
氏 名 印